

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		被保護者等住居・生活サービス提供事業者に対する事業の停止等
根拠条例・規則等名		さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年条例第 35 号）
条 項		第 42 条
所 管 部 課		福祉局 生活福祉部 生活福祉課（電話：048-829-1844）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次のいずれかに該当する場合は、事業者に対し、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命じることができる。 (1) 被保護者等住居・生活サービス提供事業に関し不当に営利を図り、被保護者等の処遇に不当行為があったとき。 (2) 第 4 5 条 1 項の規定による必要な報告の求めに応じず、又は虚偽の報告をしたとき。 (3) 検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
	設定等年月日	令和 2 年 4 月 1 日設定 令和 2 年 4 月 1 日最終改正
備 考		条例第 4 6 条の規定により法第 6 8 条の 2 の規定による届け出をした事業者が行う無料低額宿泊所については、適用しない。